

情報通信審議会 郵政政策部会
郵便局活性化委員会（第17回）議事録

1 日 時 令和元年5月8日（水）16時00分～17時59分

2 場 所 総務省8階 第1特別会議室

3 出席者

（1）構成員（敬称略）

米山 高生（主査）、東條 吉純（主査代理）、泉本 小夜子、根本 直子、
横田 純子、石山 アンジュ、大平 展子、桑津 浩太郎、関口 博正、
竹内 健蔵、藤沢 久美、横江 公美

（2）日本郵便株式会社

諫山 親（執行役員副社長）、小池 信也（執行役員）

（3）総務省

佐藤 ゆかり（総務副大臣）

（4）事務局

（情報流通行政局）

巻口 英司（郵政行政部長）、野水 学（企画課長）、藤田 清太郎（郵便課長）、
佐藤 健治（貯金保険課長）、増山 寛（信書便事業課長）

4 議 題

（1）「郵便サービスのあり方に関する検討」論点整理案への意見公募結果について

（2）論点に対する説明

（3）その他

開 会

○米山主査 委員会主査の米山でございます。ただいまから第17回郵便局活性化委員会を開催いたします。

議事に入る前に、本日は佐藤総務副大臣にお越しいただいておりますので、一言ご挨拶いただきたく存じます。佐藤副大臣、よろしくお願いいたします。

○佐藤総務副大臣 皆さん、こんにちは。総務副大臣の佐藤ゆかりでございます。本日は、お忙しい中を皆様方にはお集まりいただきましたこと、改めて感謝を申し上げたいと存じます。

5月1日より令和の時代が始まりました。明治4年来、郵便事業が続いてきたわけでございますけれども、令和という時代におきましても、社会経済環境の変化に対応して、国民・利用者のニーズに寄り添う、そして国民とともに発展していく郵便事業でありますことを、まず冒頭、心から祈念を申し上げたいと考えております。

本日は、皆様方にお集まりいただきまして、論点整理案に対するパブリックコメントの結果が出てきておりますので、これについてご議論をいただくという予定になっているところでございます。特に郵便を利用して届けられます日刊紙への影響については、多くの皆様方からお声を頂戴したところでございます。また、選挙郵便の扱いにつきましてもご検討をいただきたい論点が幾つか残されているというところでございます。委員の皆様方におかれましては、今回寄せられました幅広いご意見を踏まえまして、さらに本日ご議論を深めていただければ大変ありがたいと存じます。

最後になりますけれども、委員の皆様方がこれまでご議論を十分に尽くしていただいておりますことに改めて感謝を申し上げますとともに、今後とも引き続き郵政行政への一層のご協力とご指導を賜ることができますように心からお願いを申し上げまして、一言、冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○米山主査 ありがとうございました。

撮影されている方々は、ここで撮影を終了してください。カメラ撮りのみで傍聴を希望されていない方は、退出をお願いいたします。なお、これ以降、傍聴席を含め、撮影はご容赦をお願いいたします。

議 題

(1)「郵便サービスのあり方に関する検討」論点整理案への意見公募結果について

○米山主査　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議題1から順次、議事を進めてまいります。

これまでの委員会での議論をまとめた論点整理案につきましては、前回の委員会後、3月9日から4月8日までの約1カ月間、意見公募を実施しました。寄せられた意見に対しての当委員会の考え方について検討したいと思います。

事務局から御説明をお願いいたします。

○藤田郵便課長　事務局です。資料1をご覧ください。「郵便サービスのあり方に関する検討」の論点整理案につきまして、米山主査からお話ありましたように意見募集を行ったところです。個人から22件、団体から29件、匿名から1件の計52件の意見をいただいたところでございます。資料では、いただいた意見を論点整理案の第3章の経営改善に向けた取組、それから第4章の郵便サービスの見直しに係る要望、その他の、大きくその3つの区分に分けて到着順に並べております。そして右にこの委員会の考え方(案)を記載させていただいております。委員会の考え方につきまして、記載内容の修正等ありましたらお願いいたします。

それでは、主な意見を中心に説明させていただきます。

まず、3ページは第3章関係で、日本郵政グループ労働組合からの意見でございます。ヒアリングでお伺いした内容のほか、労使連携して生産性の向上に取り組んでいること、それから、料金やサービスの見直しは利用動向を分析し、慎重な判断が求められるといった意見をいただいております。

3章についてはこの1点ございまして、以下が第4章になっていきます。第4章以降が日本郵便からの郵便サービスの見直しに係る要望関係です。

最初に個人の方から2つ意見がありまして、個人の方から、週5日配達でも構わない、土日の配達は必要ないと思います、それから、民間の宅配ボックスを利用すべきではないかと、このような意見をいただいております。

5ページ以降の多くの意見は、日刊紙の土曜配達の継続を要望するものになります。代表例を1つ挙げてご説明したいと思います。北海道新聞社販売局様の場合です。9ページの冒頭にもありますように、読者95万件を535の販売所から配達しているものの、2,400部超を郵送に頼っていると。高齢化の進む農村地帯では、ネットより

も紙の情報が頼りにされており、電子版の普及が進んでいないという現状をご説明された上で、中段以降になりますが、新聞販売所と地域の郵便局は密接に連携させていただき、地域に根差した情報ステーションの役割を担っています。ともに地域になくはならない存在です。昨今の労務人員不足や働き方改革の必要性など日本郵便が抱える事情は十分に理解できます。しかし、第三種郵便の重要性、新聞の日本文化への貢献度、文化などへの影響など、あらゆる角度から議論していただき、土曜日配達継続へ適切な対応をお願いいたしますといった意見をいただいております。

以下同様の内容を、全国紙の新聞社、販売関係者、具体的には北海道、長野県、鹿児島県、長崎県、宮崎県、島根西部の日経会、それから朝日新聞の金沢、富山、高松、徳島の販売関係者、そのほかの地域新聞社で愛媛新聞社、信濃毎日新聞社、高知新聞社、四国新聞の販売所、中国新聞社の販売関係者、琉球新報社など各社様、加えて多数の個人の方からで、合計40件程度の同趣旨のご意見をいただいているところでございます。

これにつきましては、委員会の考え方は、5ページのところにまとめて記載させていただいております。2つ目のパラグラフになりますが、「第三種郵便物のうち郵便を利用して配達される日刊紙については、第三種郵便物の制度の趣旨やこれまでの国民生活・社会経済活動への影響等を鑑み、日本郵便からの郵便サービスの見直しに係る要望が実現される場合には、適切な対応策の検討が必要であると考えます。いずれにしましても、いただいたご意見も参考にさせていただいたうえで、引き続き、慎重に検討して参ります」と記載しております。具体的なこの検討につきまして、本日、次の議題で扱う予定です。よろしく申し上げます。

そのほかのいただいた意見について幾つかご紹介しますと、13ページに、全国郵便局長会様から、「今回の日本郵便の要望は、ユニバーサルサービスである郵便サービスを将来にわたって安定的に提供するために必要なものであり、また、働きやすい環境を整備して労働力確保難に対応することが急務となっていることから、必要な制度的対応を早急に行っていただくことが重要と考えますので、速やかなご対応をお願いいたします」と。

もう一つ、日本郵政グループ労働組合についても、制度改革につきまして、32ページの上段です。2つ目のJP労組からのご意見ですが、郵便サービスの見直しについてということで、下段のほうにあります。「労働力確保難と労働環境の改善に向けた取り組みとして受け止め、あらためて、雇用に影響を及ぼすことがない見直しとなるよう慎

重な配慮を要望する。なお、見直しに際しては、お客さまにご理解いただけるサービスを確実に提供していくことが極めて重要と考える」とのご意見をいただいています。

同じくヒアリングに協力いただきました日本メーリングサービス協会からは、制度見直しを前提に、「改正内容を発信側に十分周知していただき、さらなる」——余裕承諾を持った郵便物を扱っていらっしゃるわけですが、「余裕をもった計画に基づく発信・通知を行うよう大口業者と連携願いたい。そのための十分な準備期間を設けていただくことを切望する」といったご意見をいただきました。

このほか、32ページ、ヤマト運輸からもご意見いただいております。33ページの中段あたりから、「人員の再配置によって、貨物領域については土日も含め年中無休で配達を続けるのであれば、競争領域においてサービスを維持するために、独占的領域においてサービスを劣化させることに他ならず、日本郵便の要望は、この意味でも、郵便サービスが本来国民にとって守られるべきユニバーサルサービスであることを軽視し、日本郵便の成長市場への投資が主目的になっている」と。「今回の日本郵便による郵便サービス見直しの要望については、郵便サービスがユニバーサルサービスであるという観点から、郵便サービスのあり方についての上記の基本理念等を踏まえた更なる議論を行う必要がある」というご意見をいただいております。これについては右側に考え方を示しておりますが、その議論もしてきたところでございますが、慎重に検討してまいりたいという回答を書かせていただいております。

以上、全てを紹介できず申しわけございませんが、いただいた主な意見と考え方を紹介させていただきました。よろしく願いいたします。

○米山主査　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、ご意見やご質問はございますでしょうか。

○東條主査代理　　よろしいでしょうか。

○米山主査　　はい、東條主査代理。

○東條主査代理　　どうもありがとうございました。1点だけ、ヤマト運輸からの意見に対するこの委員会の考え方でありませけれども、この委員会ではユニバーサルサービスについて意識して議論をしてきたということが何度も確認されています。ユニバーサルサービス以外の競争分野のコストとユニバーサルサービスのコストの部分というのはきちんと切り分けた上で議論をしているという前提ですから、そこをやはり明確に書いたほうがこのコメントに対する対応としては適切かと思えます。

○米山主査 ありがとうございます。

そのほかに。どうぞ。

○藤田郵便課長 東條主査代理、ありがとうございます。おっしゃるとおりで、確かにそこを意識してやってきておりますので、修正いたします。

○米山主査 ありがとうございます。

それ以外に何かコメント、ご質問等はございますでしょうか。ほかにないようでしたら、この事務局からのご説明以外の内容でも結構です。どうぞ、石山専門委員。

○石山専門委員 事務局に質問ですけれども、この提出意見数が52件、団体29者というのは、想定範囲内の数字だったのでしょうか、それとも想定していたよりも多かった、少なかったというのがあるのであれば、教えてください。気になった点として、団体に少し偏りがあるのかなと思いました。特に影響を受ける企業への影響というのはこれまで議論してきたという認識ですけれども、そうした企業や業界団体からの意見というのがないなという印象でございます。

○米山主査 お願いします、事務局。

○藤田郵便課長 具体的な想定は特にしていなかったです。通常は、取りまとめ案をつくって、それをパブコメにかけるパターンが多いのですが、今回は慎重に議論しようということで、今までの論点を、特に結論を示さずに、このような論点がございましてということでパブリックコメントにかけたものでございます。おっしゃるとおりでございます。特定の団体関係の意見に偏りがあって、個人や例えば商店街等郵便を利用していただく団体・企業の方からの意見が思ったより少なかったのかなと思っております。

○米山主査 ありがとうございます。

ほかに何かございませんでしょうか。竹内専門委員。

○竹内専門委員 ご説明ありがとうございました。言葉尻を捉えるような話ですけれども、5ページのところのNo.4で、委員会の考え方の2段落目で「一方で」で始まるところがあるのですが、これは、新聞だけに限らないと思います。「新聞については、第三種郵便物の制度趣旨や」、次、「これまでの国民生活・社会経済活動等への影響に鑑み」とあります。でも、「これまで」というのは少し変で、これからの話をしなければいけないのではないかという気がしています。つまり、今後、将来的に第三種郵便とするものがどのように社会的な影響を及ぼし、どれだけそれが深刻な影響を及ぼすかというのを考えるならば、これまでのことよりは、むしろこれからを考えたほうがよいの

ではないかと思うので、両方わかるような書きぶりのほうがよいのではないかと思います。

○米山主査 ありがとうございます。

はい、事務局。

○藤田郵便課長 ありがとうございます。郵便で新聞を扱った歴史が長いので、そこにとらわれ過ぎたのかなと思います。ご指摘ももっともですので、修正するようにします。

○米山主査 ほかに。根本委員。

○根本委員 1つ事務局の方にご質問ですが、こうした意見書という形で出されなくても、新聞等で報道されていますので、何か総務省への電話や郵便局窓口への希望とか、何かそのようなものはほかに聞かれていらっしゃるのでしょうか。

○米山主査 事務局。

○藤田郵便課長 総務省の中にも相談室がございまして、これについて幾つかご意見を電話でいただいたことがあります。個人の方が多くですけど。統計はきちっと整理しておりませんので、整理してみたいと思います。件数としては実はあまりないです。日本郵便のほうにもコールセンター等ございますから、もしかしてそちらにもあるのかなとは思いますが、日本郵便も何かもし知っていることがあれば、コメントありませんでしょうか。

○諫山執行役員副社長 日本郵便のほうにもコールセンターがございますので、いろいろなご意見が来ていると承知しております。手元に集計したものがございませんので、総務省のほうでまとめられるのであれば、差し支えない範囲で私どものほうのデータも出させていただいて、まとめてご提示いただければと思います。

○米山主査 それ以外に何かございますでしょうか。それでは、当委員会の考え方につきましては、ただいま東條主査代理、竹内専門委員にご指摘いただきました内容を反映し、「意見公募結果」として公表に向けて準備したいと思います。

なお、本日の議論を反映したものは、事務局を通じて委員の皆様にもメールでご確認させていただきますので、その節はよろしく願いいたします。

(2) 論点に対する説明

○米山主査 続きまして、議事2の論点に対する説明に移ります。

論点整理案の中において、引き続き検討が必要としておりました論点が幾つかございました。本日は、それらの論点について事務局と日本郵便からご説明いただき、意見交換を行いたいと思います。

まずは、選挙郵便について事務局から説明をお願いいたします。

○藤田郵便課長 資料の2をご覧ください。

まず、選挙郵便につきましては2つありまして、表紙にありますように、選挙運動用通常葉書と不在者投票等における郵便の利用とについて、ご説明いたします。

まず、選挙運動用の通常葉書についてでございます。この制度の仕組みでございますが、公職選挙法の142条の規定に基づきまして、候補者や政党が差し出すことができるとされる選挙運動用の葉書のことでございます。選挙の公正、候補者間の平等を確保するため、選挙運動期間中に行われる文書図画の頒布・掲示その他の選挙運動について一定の規制を行っている中で、候補者又は政党が法定された枚数までの選挙運動用の通常葉書を無料又は有料で差し出すことが特に許容されているものでございます。候補者のものは法定枚数までは無料ということになっております。

具体的な条文は下にありますが、第142条の第1項のところにありますように、例えば衆議院の小選挙区であれば3万5,000枚、また、都道府県知事選であれば3万5,000枚になります。少ないのは、町村の長2,500枚、それから町村議会の議員の場合は800枚と、このように法定枚数が書かれているところでございます。

これをどのくらい利用されているか、使用実績を総務省で調べたものが、過去の選挙の事例で表示しております。一番低いところでも66%はございまして、100%から90%台、80%台が多くなっております。このようにインターネットを利用した選挙運動の解禁を経た今日においても、国政選挙、地方選挙を問わず、多くの候補者がご利用されているという状況でございます。

次のページです。この選挙運動用の通常葉書は、公職選挙法上選挙の公示又は告示日からのみ差し出すことができまして、投票日の前日までに有権者に配達される必要があるものです。仮に今回の制度見直しをそのまま適用した場合、候補者は同じ週の水曜日までにこの葉書を差し出すことが必要となります。また、最近、日曜日の投票日当日に投票に行けない有権者が行うことができる期日前投票制度の利用が広がっております。

右のほうに小さい字で恐縮ですが、平成29年度の衆議院選挙の場合、全投票者数に占める期日前投票者数の割合は37.5%になっています。パーセントで大体40%弱

でございますが、投票数で言いますと、有効投票が5,600万票のうち2,100万票が期日前投票されているということでございます。

選挙運動用通常葉書は告示日から差し出すことができますのでございますが、公職選挙法第33条に、告示日というのは選挙によって告示の期間が様々でございますが、特に短いものになりますと第5項第5号にありますように、町村議会議員や長の選挙になりますと5日前までに告示しなければならぬということ、日曜日が投票日だとしますと告示日が火曜日ということになってしまいます。これを図で、選挙期間が短い町村選挙の場合が特に影響が出るということで表しています。上の段が現行でございますが、現状であれば、少なくとも金曜日までに葉書を差し出せば、土曜日の配達で、翌日配達で届いて日曜日の投票に間に合うことになります。ただ、見直し後になりますと、水曜日に出さなければ、土曜日がお休みになりますので金曜日までに届かないと。告示日が火曜日だとしますと、準備期間が大変短くなってしまいます。日数にしても2日前倒しで出さなければいけなくなるといった影響が出ると思われれます。

これにつきましては、告示日から差し出しまで、準備期間が短くなり、既に送り先リストを持っているベテランと新人で差が広がり、候補者間の公平性が担保されないおそれがある。これは、前回、副大臣からご指摘いただいた点でもございます。こうした影響等がございまして、候補者及び有権者にとって選挙運動用の通常葉書の有用性を大きく損ねることとなり、公職選挙法の理念である「選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われること」が損なわれる可能性があるのではないかと考えられます。

日本郵便の協力を得まして2015年4月に地方のある都道府県で実施された地方選挙の例を参考までに調べたのが次のページでございます。その期間が短い市・区長選挙、市・区議会選挙と町村関係の選挙を並べています。多くは、告示日と同時に出される議員が確かに多いのは事実でございますが、直近になってくると、全くないわけではありません。若干数ですが、存在します。このような事情も考えますと、少しだからいいという問題ではないと我々は考えております。

委員会としての考え方（案）を書かせていただいております。選挙運動用の通常葉書が果たす役割の重要性に鑑み、選挙運動が可能な期間内に差し出された選挙運動用の通常葉書は、土曜日も引き続き配達を行う必要があるのではないかと。また、先ほど説明しました期日前投票制度が増加傾向にあること、そしてこの選挙運動用通常葉書が投票日

前までに有権者に配達される必要があることを考慮すると、土曜日配達だけではなく、選挙運動用の葉書全般につきましては従来どおりの配達速度を維持することについても検討することが必要ではないかと考えております。これにつきましては、被選挙人側の事情を考慮する必要もありまして、総務省内では選挙部とも相談を継続している状況に今ございます。

もう一つの、2点目の不在者投票等における郵便の利用についてでございます。こちらについても事例を3つのパターンを挙げております。

まず、選挙期間中、名簿登録地以外の市区町村に滞在している有権者が滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票するものがあります。それ以外に指定病院等における不在者投票、これは、病院や老人ホームに入居されている方で、投票所まで行けないような方がいらっしゃいます。その方たちが施設内で不在者投票するものでございます。これは少し古いデータですが、平成26年の衆議院選挙で見ますと2万2,000の指定施設がございまして、そこで42万3,000の方がこれを利用して投票しているということでした。また、3つ目ですが、郵便等による不在者投票、これは、ご自宅で身体に重度障害がある有権者が自宅等で不在者投票する制度であり、これも26年の衆議院選挙では約2万3,000の方が利用されております。

こうした3つのパターンの不在者投票制度がありますが、これについても今回の制度見直しで考えてみますと、まず、投票用紙を請求するという行為が選挙人のほうから発生します。これは通常、普通郵便で行われます。ただし、この投票用紙の請求行為自体は選挙の告示が行われる前からできることになっています。最短でいきますと、現行のところにありますように、木曜日に投票用紙等請求をすれば金曜日には選挙管理委員会に届いて、そこから書留・速達で病院、ご自宅等に送られて、その中に同封されている速達・書留のものに投票用紙を入れて送り返せば日曜日の投票日に間に合うということになっていますが、青の矢印の投票用紙を請求する行為がどうしても1日長くなりまして、遅くとも水曜日には請求していただかないと間に合わなくなります。それ以降のところは速達・書留をご利用されれば変わらないということで、こちらについては、どうしても1日追加が必要になってくるという事情がございまして。

これについては、まず、選挙人・指定施設の管理者に、速やかに投票用紙を請求するように周知をすることが必要ではないかと。そして指定施設から選挙管理委員会等に取りまとめたものを送るわけですが、そこは、赤い矢印のところでございますが、速達・

書留を使うことを原則としておりますが、普通郵便が使われると間に合わなくなるので、きちんと速達を用いるように周知をしていくと。こういう方向でいけるのではないかと
いうことで、総務省の選挙部、日本郵便と検討を行ってきているところでございます。

以上、選挙に関する論点のことをご説明しました。

これについて日本郵便の考え方を、この後、ご説明いただきたいと思います。

○米山主査　　ありがとうございました。

続いて、日本郵便株式会社執行役員副社長の諫山様からご説明をお願いいたします。

○諫山執行役員副社長　　日本郵便の諫山でございます。よろしくお願いいたします。

先ほど事務局のほうから、選挙運動用の通常葉書に関して委員会としての考え方
(案)ということでご説明がございました。私どもといたしましては、選挙郵便の重要性に鑑み、土曜も引き続き配達をする必要がある、また、従来どおりの送達速度を維持する必要があるというご要請があったものと受けとめております。

選挙運動期間中に差し出されました選挙運動用の葉書でございますけれども、投票日の前日の土曜日までには必ず有権者に配達される必要がございますので、弊社といたしましては、先ほどのご要請も踏まえまして、選挙運動用葉書につきましては土曜日の配達を行うこととしたいと考えております。

また、送達速度についてのご要望もあったと考えております。弊社からは、送達日数を1日繰り下げさせていただきたいという要望をしておりますが、これをお認めいただいた後も、民主主義の根幹をなす選挙の投票に必要な情報を確実にお届けするという観点から、選挙運動用の葉書につきましては投票に間に合うようにお届けするのが基本と考えております。この点につきましては、選挙期間の長い選挙もあれば、短い選挙期間の選挙もあるということでございますので、短いものについても必要なのか、その場合にはどの程度の範囲なのか、長いものでも必要なのかどうかということ。あるいは、先ほどの葉書の差し出し状況等を踏まえた場合に、最後の金曜日あるいは土日を挟む長期の選挙期間が設定されている選挙におきましては、間に挟まれている金曜日に差し出されたものを翌日の土曜日に配達するというものでいいのか、そうではなくて、常に選挙期間中差し出されたものについては翌日配達を維持する必要があるのか、このあたりにつきまして若干明らかでないところもございますので、国のお考えをお伺いした上で、国のお考えに基本的には沿う形で対応してまいりたいと考えているところでございます。

○米山主査　　ありがとうございました。

ただいまの事務局と日本郵便の説明について、ご質問、ご意見はございますでしょうか。泉本委員。

○泉本委員　この3ページの絵の見直し後、それから5ページの絵の見直し後のところですけど、普通郵便の投函してから届くまでの矢印が伸びているのは、夜の区分作業を昼の区分にすることから伸びるということだと思いますが、今のご説明だと、夜にやはり区分作業をやれということでしょうか。

もう一つですが、市区町村議会選挙というと、同じ市の中での配達なので、この区分作業はそんなに時間かからないのではないかなと。昼やっても間に合うのではないかと思いました。それができるのかどうかというご質問と、それから、大きな選挙になって、衆議院選や参議院選になってくると、確かに立候補する人のテリトリーが広くて、色々な市区町村が入ってきてしまいますが、でも、その場合、衆議院選や参議院選は公示から投票日までが長いので、何も翌日配達に頑張らなくてもよいのではないかと。選挙はがきを出すほうが少し気をつけて早めに手配すればということでもよいのではないかと思います。日本郵便が何もかも選挙には対応しますというお答えをしなくてもよろしいのではないのでしょうか。

○米山主査　それでは、実現方法ということと、最後に述べられた点について、いかがでしょうか。

○諫山執行役員副社長　この表につきましては、私どもから要望させていただいております土曜日の配達を休止させていただきたいということと、先ほど泉本委員からもご指摘ありましたように、夜間の深夜帯の区分作業というのを昼間に移行させることによりまして、翌日配達を基本としている送達速度を、翌々日を基本とする到達速度に1日繰り下げさせていただきたいという2つの要望を踏まえた形でつくられているものと承知をしております。これにつきましては、土曜日に配達する場合、それから1日繰り下げをやめて翌日の配達を維持する場合、それぞれ対応を考えていかなければならないと考えております。土曜日につきましては、当然、基本的には速達の配達や荷物の配達をする者は土曜日に配置を引き続きすることになっておりますので、そうした要員で対応できるものにつきましては対応させていただきたいと考えておりますけれども、非常に大きな通数になった場合には追加の要員の配置が土曜日において必要になる可能性もございます。この辺については精査をしていかななくてはいけないと考えております。

それから、夜間の区分というものが翌日配達を維持するためには必要になってくるわ

けでございますけれども、これにつきましても、速達あるいは荷物の区分・配送のために、深夜帯というのは、普通扱いの郵便物の送達速度等の見直しを行った後も引き続き配置をすることになっておりますので、そうした要員の範囲の中で処理できるものにつきましては極力その形で処理をしていくこととなりますけれども、それで足りない場合には追加の配置が必要になると考えております。

いずれにしても、できる限り追加のコストをかけないような形で処理する方法ということこれから詰めて考えていかなければいけないと考えております。いずれにいたしましても、選挙運動用の葉書の重要性、それから先ほどのご要請も踏まえまして、弊社といたしましては、できる限り土曜日につきましては対応させていただきましますし、翌日配達を維持するというご要請につきましても、範囲等が明確になった場合には、そのご要請に対応させていただくように対応してまいりたいと考えております。

それから、昼間の区分で間に合うのではないかということにつきましては、今申し上げたとおりでございます。なかなか、イレギュラーな対応ということではなくて、今申し上げたような対応にならざるを得ないだろうと考えております。

それから、長い選挙期間が設定されている選挙についてもというようなご質問でございますけれども、これにつきましては、先ほど、それからつい先ほどもご説明させていただきましたように、国の考え方を踏まえた上でご要請に沿う形で対応させていただきたいと考えております。この辺の切り分けがあるのかなのか、切り分けをするのであればどこをするのかということにつきましては、国のほうからそのお考えをお示しいただければということ考えているところでございます。

○米山主査　ありがとうございます。

そのほかに何かご質問はございませんでしょうか。竹内専門委員。

○竹内専門委員　ご説明ありがとうございました。事務局へのお尋ねですけれども、2枚目の紙のところで公職選挙法142条があって、この第1項のところで「選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書及びビラのほかは」と書いています。これというのは、速達は排除しないということなのかどうか。通常葉書というと、私、イメージは、先ほどもネットを使って少し見たのですが、いわゆる官製葉書のように思っていたものですから、速達は入るのかどうか。もしも速達で送ったときに、それはやはり国の負担になっているのか、あるいはそもそもそういうことは想定していないのか、どういう状況になっているのか。速達の扱いをしていいのか悪いのかという

点をお尋ねしたいのですが、いかがでしょうか。

○米山主査 事務局、お願いします。

○藤田郵便課長 私も間違っていればまた別途訂正しますが、選挙の郵便物というのは、別扱いになっていまして、これはもともと選挙用の印も別にわかりやすく印刷されるように、印字するようになっていきます。速達ではないと認識しています。これについては、原則、ビラも含めて、これ以外のものは選挙運動期間中は配れないです。ここについては、国の選挙については国費で、地方自治体の選挙については地方公共団体の費用で賄うと指定しております。ですから、被選挙人側から見れば無料で出せる範囲のものになっており、速達料金という考えはないのではないかと思います。日本郵便は、何かご存じありませんでしょうか。

○米山主査 どうぞ。

○諫山執行役員副社長 伝統的な郵便法の用語でいきますと、民営化以前は郵便法の中に小包も入っておりましたので、「通常」に対応する用語が小包でございまして、小包郵便物と通常郵便物ということで、小包以外の手紙、葉書の類いを「通常」と呼んでいたということがございます。ですから、ここで「通常」という用語が使われているのは、実は前からどうしてなのかなというのは私のほうもよくわかっていないという状況でございます。

先ほど、速達はできないのかという竹内専門委員のご質問でございますけれども、速達を含めました特殊取扱に対する用語が「普通」あるいは「普通扱い」という用語を使っております。ここは普通葉書ではございませんので、その解釈を私どもするわけにはまいりませんけれども、速達扱いをすることについて、法令の用語上は排除されていないのではないかと考えております。ただ、コストの負担につきましては国と相談になるということでございます。

○米山主査 よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

はい、東條主査代理。

○東條主査代理 ありがとうございます。公職選挙法にかかわることなので、なかなか当委員会では議論しにくいと思いますけれども、1点技術的なことだけ確認したいのですが、先ほど日本郵便のお話の中で、国の要望に従って、例えば最後の数日間だけなのか、それとも告示日以降は全てこの選挙用のビラ等については対応するのかといったようなことも、要望に従ってやるというような話だったと思います。これは、先ほど事

務局から選挙用の通常葉書というのは特殊なフラグが立っているとありましたが、これは別扱いにすることはできるのだと思います。特定の日以降に差し出したものだけは翌日配達するといったようなことも技術的には対応可能なのでしょうか。

○米山主査 日本郵便様。

○諫山執行役員副社長 選挙郵便につきましては、個別の引き受けを行っておりまして、表示の色まで省令で指定されるような形で特別な取り扱いをしておりますので、区別することは可能でございます。

最終日の金曜日に引き受けたものを土曜日に配達するというのは明らかでございますので、可能だと思いますし、常に翌日配達するというのであれば、選挙郵便物についてはそういう扱いをするのだということで決めてしまえばいいのだらうと思います。選挙期間中の特定日に差し出されたものについて翌日や土曜日ということについては、少し工夫が必要かなという感じはいたします。その区別をするための手間というのがまた一つかかってくる可能性はございます。

○東條主査代理 わかりました。ありがとうございます。

○米山主査 ありがとうございます。

ほかに何かご指摘、ご質問ございますでしょうか。

○東條主査代理 事務局に。今の話について、この委員会では議論しにくいのですが、この後、どのように決まっていくのでしょうか。

○藤田郵便課長 東條主査代理ご指摘のとおり、今日、日本郵便のお考えをお聞きました。委員の先生からもお話聞いたことを踏まえて、今後、我々と総務省内の選挙部と日本郵便を交えて一定の案をつくっていきたいと思っております。その案をまたお諮りしようと思っております。

○米山主査 それはここでということでしょうか。

○藤田郵便課長 案はここで諮ります。具体的な打ち合わせは現在もその3者で行っておりますけど、どこまで翌日配達を行うのか等、日本郵便からお話ありました。そこについて行政の考えも踏まえて事務的に調整をして、案をここに諮っていきたいと思っております。

○米山主査 ありがとうございます。これは、国と日本郵便の費用の分担、あるいは費用の発生にかかわることですので、ここで議論することではないのですけれども、自治体なり被選挙人の方のご理解等を含めて慎重に、幅広く検討していただければと思いま

す。

ほかに何か。横江専門委員。

○横江専門委員 人数がないことと、それから働き方改革ということもあって、土曜日配達がなくなるということだと思っています。今回、選挙ですけど、例外が増えていくと、実はずっと土曜日を続けているよりもコストがたくさんかかるようにもなるのではないかと、事故が増えるのではないかとという不安もあるのですが、どのあたりが分水嶺になるのかといった視点もあったほうがいいのではないかと思います。

○米山主査 これはご意見ということですか。

○横江専門委員 そうです。もしもう既に議論があったら教えてください。

○諫山執行役員副社長 横江専門委員ご指摘のとおり、例外が増えるということになりますと、膨大な郵便物を扱う中で一部の例外ということになりますので、そのためのコストもかかりますし、ご指摘のとおり、間違いなく事故も増えてくる危険性はあると思います。ただ、どこまでだったら許容範囲かというのはなかなか、コストであればここまでというのがあるかもしれませんけれど、事故はゼロでなくてはいけませんので、なかなか難しい問題でございます。今後検討する中でそういった観点も含めて検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○米山主査 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。はい。

○諫山執行役員副社長 先ほど、「通常」の用語の使い方、今回の公職選挙法の用語について、私、よくわからないと申し上げましたけれども、ここでの「通常」というのは、往復葉書ではないという意味で使われているようだということでございます。訂正させていただければと思います。

○米山主査 ありがとうございます。

それでは、次の論点に移りたいと思っております。続きまして、郵便を利用して配達される日刊紙について議論を行います。今回のパブリックコメントにおいても多くの意見が寄せられたところであります。

まずは、事務局から説明をお願いいたします。

○藤田郵便課長 資料2の6ページをご覧ください。

日刊紙の土曜配達について、まず、制度的に第三種郵便物をご説明しますと、明治16年に設けられた制度で、政治、経済、文化その他公共的な事項を報道・議論すること

を目的とし、あまねく発売されるなどの一定の条件を満たす定期刊行物について、国民文化の普及向上に貢献するものとして、郵便料金を低料とし、講読者の負担軽減を図ることを趣旨として始まっているものでございます。日本郵便株式会社の承認を受けた定期刊行物について、低廉な料金で差し出すことができることとなっています。

この中でも、第三種の中でもさらに低料三種郵便物というものが、日本郵便が定める内国郵便約款で規定されておりまして、毎月3回以上発行する日刊紙等で日本郵便株式会社に申請の上、承認を受ける必要があるものとなっています。

郵便法の条文は、下の囲いの第22条に書いてあるとおりでございます。

具体的な料金は、左に縦にグラム数で、区分を3つ入れております。普通の第三種郵便物の料金、それから低料三種郵便物、この中に毎月3回以上発行する日刊紙というのが入っております。右端に、第一種郵便物、第三種ではなくて通常の郵便物、大きさは定形外のものも入っております。これで見ますと、通常、日刊紙を郵便でご利用される場合は、そこにありますように、一般的な日刊紙の重さというのが大体150グラムから250グラムのレンジに入るとお思いますので、53円、59円、65円を1回当たりお支払いして、郵便を利用して配達しているところもあるということでございます。

次のページに、郵便サービスが見直された場合の影響ということで、今年の1月のこの委員会のヒアリングで日本新聞協会にヒアリングさせていただきました。日刊紙の95%は新聞販売所から直接配達しているが、一部の離島、山間地等の配達網を構築しがたい地域では第三種郵便物として日本郵便に配達を委託している。これが全国で、協会が把握しているところでは3万部プラスアルファ程度があるのではないかというお話でございました。当該日刊紙は、過疎地域等に住む高齢者にとって唯一の情報源なので、見直しで読者にとって大きな不便を強いることになるので、土曜日配達維持を求めるとというのが協会のご意見でございました。

これについて、そのときの委員の皆様からのご意見を整理して入れております。4つありますように、ネットワーク維持コストが高まっているという状況の中で、読者、販売店、新聞社、日本郵便という4者がコストを分け合うというような発想で考える視点も必要ではないか、2番目は、新聞業界は郵便利用者であるものの共同で社会インフラを支えていращやるという観点をもって協力できるような道筋を中長期的に検討することも必要ではないか、4つ目の意見のように、第三種郵便は赤字、政策的な低料サービスでやっているのでは現状は赤字でやっているという実態も聞くと、自助努力で郵便サ

ービスを維持していかなければいけない日本郵便の現状についてもご認識いただくことも必要ではないかという意見も、この委員会でいただいたところでございます。

次のページに行きまして、その後、論点整理案をパブコメに付したところ、多くの意見をいただいた内容は先ほどご説明したとおりでございまして、40件超の意見をいただいています。その意見の中に、意見提出者によれば、参考にありますように、それぞれの新聞社が郵便を利用している部数が、例えば高知新聞だと1,000部、愛媛新聞では520部という、ご利用されている実態も把握できたところでございます。

委員会の一つの考え方としましては、第三種郵便物の制度の趣旨や…。ここの「これまでも」も取らなければいけません。失礼しました。国民生活・社会経済活動への影響を鑑みて、一部の地域における日刊紙の当日配達については、郵便利用の公平性に反するものではなく、これを維持することが望ましく、また、土曜日配達についても引き続き実施することができないか検討することが必要ではないかと書かせていただいております。これにつきまして、前回の委員会以降、日本郵便と新聞協会とで継続的に検討を行ってきたところでございますので、その検討状況について日本郵便からもご説明いただければと思います。

○米山主査　　ありがとうございました。

それでは、日本郵便株式会社、諫山様からご説明をお願いいたします。

○諫山執行役員副社長　　ただいま事務局からご説明があったわけでございますけれども、日刊紙につきましては、その重要性に鑑み、当日配達につきましては、郵便利用の公平性に反するものではなく、維持するのが望ましいのではないかと。それから、土曜配達につきましても引き続き実施できないか検討が必要ではないかということで、ご要請があったものと認識をしております。

弊社といたしましても、日刊紙の重要性につきましては十分理解しているところでございまして、これまでも便宜的な取り扱いではございますけれども、土曜日を含めた引き受け当日配達の対応を行ってきたところでございます。まず、土曜日以外の当日配達の対応につきましては、郵便利用の公平性に反するものではない、維持することが望ましいというご意見をいただいたところでございますので、日刊紙の重要性あるいはこれまでの経緯も考慮いたしまして、また、先ほどのご要請も踏まえまして、現在対応しているものにつきましては引き続き当日配達ということで実施をすることとしたいと考えております。また、土曜の配達につきましても、制度見直し後に普通扱いの郵便物の土

曜日の配達を休止するということを実施した後におきましても、現在郵送されている日刊紙であって引き受け当日の配達を行っているものにつきましては、何らかの形で土曜日の引き受け当日の配達を引き続き実施することとしたいと考えております。

なお、その際のコスト、費用の負担につきましては、1月23日のこの委員会におきましても、委員の先生方からコストを分け合うというような発想も必要ではないかというようなご意見も頂戴しているところでございますので、それも踏まえまして、差出人様から、この場合、新聞社あるいは新聞販売店ということになるかと思えますけれども、一定程度のご負担をいただきたいと考えております。具体的な金額といたしましては、先ほどもご説明がありましたけれども、一般的な全国紙ですと大体200グラム程度の重さになるわけですが、これが月3回以上発行される新聞紙に適用されます三種郵便物の料金といたしましては、先ほど資料にもございましたとおり59円となっておりますけれども、土曜日の当日配達を行うものにつきましては、1通当たり1回の配達で90円程度、ですから59円に対して1.5倍程度の料金でございますけれども、90円程度を想定しているというところでございます。

○米山主査 ありがとうございます。

これについて皆様のご意見を伺いたいと思います。ご意見、その他質問などございませんでしょうか。桑津専門委員。

○桑津専門委員 まさに7ページにまとめていただいている議論だったというふうに出しながらパブリックコメントのほうを拝見しました。この意見、すごく多いように見えてそんなに多くないというところが明快に出ているということで、あまりこの22件の重みに過剰に反応することはむしろバランスを欠くのかなと思います。

拝見させていただいたのですけれども、皆様のご指摘されたコストの分担というところに何か一言ぐらい言ってくれるかなと思っていたのですが、あまりそれもないかなという状況です。日本郵便のほうでもう既にそういうご検討をされて、コストをある程度分け合うというところをご検討されているというのは全く正しい方向なのだと思います。もしお願いできるのであれば、このようなことを申し入れている、もしくはお互いにインフラをつくってお互いにインフラを共有しているんだよということをこの報告書なり何なりのところにできれば書いていただきたい。単にお客さんが要望しているから書きましたというのはこの筋ではないというふうに、私としては思った次第です。

○米山主査 ありがとうございます。

ほかに何かご意見、ご指摘は。藤沢専門委員。

○藤沢専門委員　ありがとうございます。この議論をする中で今現在だけの議論では足りない気がしています。長期的に考えると、離島や過疎地域において新聞を読み続ける人口が増える可能性はあるのかと考えると、多分減るのだらうと思います。それは、人口が減るということと同時にデジタル化はきっと進むだらうと。今、総務省も光ファイバーを過疎地にどんどん引くというのをやっていらっしゃって、そう考えていくときに、今この段階でいらっしゃるからどうというのではなくて、少し時間軸を長くにとって将来まで考えたときに、今からどう手を打つのかというふうに考えることも必要ではないかと思えます。そのような意味では、今、コストを分け合っておきましょうとかというのは一つのソリューションかとは思いますが、もう少し目線は伸ばしたほうが良いと思えます。

また、私も目線はもっと広くしたほうが良いと思っていて、私の極端な意見では、もうやめてもいいのではないかと思っています。本当に光ファイバーが引かれるのであれば、もしくは引かれなくても、今、インターネットがつながる場所がほとんどなので、この数ぐらいの方にだったら自治体で印刷をしてあげるなど、おそらくもっとソリューションは色々あるので、郵便局と、それから郵便と新聞と総務省の世界だけで議論をしていると、何か私たち、判断を間違えることはないだらうかという感じはしております。

○米山主査　ありがとうございます。ご意見ということで。

○藤沢専門委員　はい、意見です。

○米山主査　ほかに。はい、根本委員。

○根本委員　私も、今のほかの委員の方がおっしゃったように、第三種郵便の制度自体がかなり以前につくられていて、情報通信の多様化、電子化等相当社会が大きく変わっている中で、本当に日刊紙のみ特別扱いすることがいいのかというのは議論がある点かなと思います。ただ、この方向性については大きく反対ないのですけれど、一方、土曜日に配達されることが続けられることでどの程度の追加負担があるのか伺いたいです。3月に論点整理案の中でも試算等ありまして、労働力がどの程度確保できる、費用はどのくらい改善する等あったのですけれど、こういう見込みに相当な影響があるのか、それとも非常にマージナルなものなのかというのは少し伺えればと思いました。

○米山主査　これは質問ということでしょうか。

○根本委員 はい。

○米山主査 諫山様、いかがでしょうか。

○諫山執行役員副社長 物を個人・法人の皆様にお届けするというラストワンマイルの配達・送達手段をどうネットワークとして整備するののかということにつきましては、おそらく今後、過疎地における人口の減少、それから全体としての労働力の不足、他方でデジタルメディアの隆盛、そうしたことを考えながら、おそらくもっと広い視野で考えていかななくてはいけない問題であるということにつきましては間違いのないだろうと思っております。郵便も古いメディアでございますし、新聞は、新聞の紙による発行部数について、これはお聞きするところによりますと郵便物数の減少よりもさらに速いペースで減少を続けていると伺っております。そうした点では、この委員会のご審議の中でも何度か先生方からご指摘がありましたけれども、同じ悩みを抱えているという点では共通しているのだろうと思っております。何らかの形でいい解が、より広い視野で、あるいはより長いスパンの中でよりいいアイデアが出てくればいいと考えているところでございます。弊社といたしましても、そのような議論に、積極的にかかわっていただければと考えております。

それから、日刊紙を土曜日に配達するための追加的なコストでございます。先ほど選挙運動用の葉書のところでも申し上げましたとおり、土曜日の配達につきましては、引き続き速達あるいは荷物の配達のための体制というのは構築をされているわけでございますので、できるだけそうしたもののなかで吸収をしていきたいと考えております。なおかつ、日刊紙につきましては、配達をする郵便局に配達に間に合う時間、早朝が中心でございますけれども、そのような時間までに配達をする郵便局まで持ち込んでいただくというようなことでございますので、そうした点でもかなりコストは抑えられているということでございます。そのような点も踏まえまして、できるだけコストの増加を抑える形で対応していきたいと考えております。ただ、いずれにいたしましても、三種そのものが原価割れの赤字のサービスということで法定されているものでございますし、今回の90円程度という料金につきましても、そのような意味ではコストは賄っていないという料金水準でございます。ただ、全体的な総合的な判断の中でそういう形で対応させていただきたいということで経営判断として行ったということでございます。

○米山主査 ありがとうございます。

そのほか、横田委員、お願いします。

○横田委員　土曜日配達について1個提案です。私は地方にいて、地方の過疎地の方たちが新聞を土曜日待っているのも十分承知しているのですが、今時点での判断ということと、先ほどもお話ありました将来的な話をする、今、鹿児島で30部、土曜日配達、例えばラスト5とかになっても本当に配達をするのでしょうか。今回、経営改善という意味ではすごい大きなチャンスだと思っています。その中で、例えば10を切ったら、申しわけないけど、お断りするというようなラインを1個つくっておいたほうがよろしいのではないかと思うのですが、そこら辺は何かご検討する余地はありますでしょうか。

○米山主査　はい、どうぞ。

○諫山執行役員副社長　ありがとうございます。今回の対応につきましては、日刊新聞紙の重要性を考慮した上での政策的な判断ということでございまして、コストという点ではできる限り現在の体制を活用した中で吸収していくという考え方で対応してまいります。そのような意味で言えば、通数が減ることによるサービス提供の停止という方向での整理というのはなかなか難しいと考えておりまして、少なくなればなるほど弊社の、ごくわずかでございますけど、追加的なコスト負担というのは減ってまいりますし、それがなくなったからといって体制を全部解消できるかということ、引き続き速達等の体制を維持する必要があるわけでございます。そのような意味では、何通以下でやめさせていただきますというような線引きをするということにつきましては、今のところは考えていないということでございます。

○横田委員　はい、わかりました。少し具体的にお話しすると、私が住んでいるところは市内ですけれども、市内からでも車で30分ぐらい奥に入る地に3世帯しかない集落があります。そこにも毎日、新聞は届くのですが、最後の1軒まで頑張っている私の知人がいます。その方はこれからも新聞をとりたいのだろうと思うのですが、その1軒のために、速達は別として、土曜日に日刊紙が毎週動くと考えたら、私が経営者として考えた場合そこはどうなのだろうというのが正直あります。地域で判断するということになるかもしれないのですけれども、そのようなことも踏まえると、先のことを少し見ておかれたほうがいいかなと思いましたので、ご提案させていただきました。

○米山主査　ありがとうございます。

関口専門委員。

○関口専門委員　今の横田委員のご指摘はごもっともなところもあるとは思いますが、三種もあまねくというのは免れていないのですよね。その意味では、ニーズがある限りは日本郵便さんとしては配るという意味をお持ちになるというのが正しい答えなのだろうと思います。

○横田委員　そうですね。ユニバーサルサービスのバランスを考えると、そうなのだろうなと思いつつながら、経営改善を今回の課題と考えればそちらの意見も少しあるのかなと思いました。

○関口専門委員　ちょっといいですか。おそらく、先ほど藤沢専門委員からもご指摘ありましたように、今の時点で考えることと、少し先になってもう一度検討を加えるということによって解が変わってくる可能性は十二分にある分野なのかもしれないと思っています。

実は通信の世界でも、今のももし電話というか、黒電話を維持するというユニバーサルサービスの考え方を少し一歩先んじてユニバーサルアクセスという考え方を検討しなければいけないということは昔から言っていますし、現時点において多くの方たちがそうしたインターネットの利便性に浴するという環境はほぼ確保されつつあるわけです。それでも、例えば年代層別に見ると、90歳以上の方たちにとってみると、それこそスマートフォンにさわるのも嫌という方がまだご存命でいらっしゃるというようなことも現実にはあるわけなので、そうした議論の進展を見ながら、やはり将来的には制度をまた改めて検討するというような道を残しながら、現実的な解を見つけていくというのが今のセカンドベストのソリューションなのだろうと考えています。

○米山主査　ありがとうございます。

はい、竹内専門委員。

○竹内専門委員　何度も申し訳ございません。先ほどの費用負担に関するお話です。非常に似た話として鉄道運賃があります。鉄道運賃でいう通学定期割引、それから身体障害者割引は、半額であったり、小学校や中学校でいろいろ割引が違いますけれども、あの割引の根拠は、教育というのが国の将来的な有為な人材を育てる、経済学的に言うと外部効果があつて、全国民に便益が及ぶ、教育の外部効果があるという理由で補助がされていて運賃が安くなっているという理屈になっていると思います。私、いつも申し上げていることなのですが、その割引の原資はどこから出ているかといったら、これは内部補助の形で、JRなど鉄道の利用者が払っているわけです。国全体に受益が及ぶものを特定の利用者に負担させているということはおかしいではないかということで

す。実は同じことが郵便料金にも言えて、例えば今の質問は、新聞に対して特別に三種の料金を下げるということは、その原資の負担は内部補助で、同じ郵便を使っている方々が新聞の郵送のコストを負担しているわけです。今回行ったパブリックコメントで、新聞関係の方々からは多数コメントが出ていて、例えば、国民の知る権利、高度に発達した新聞の流通は日本の文化である、民主主義を支えるインフラ、あるいは健全な民主主義の発展、文字・活字文化の振興、豊かな人間性の涵養と。これらはつまり、国家全体に対してこのような重要な役割があるから新聞は安く提供されるべきであるという主張だと思います。そうであれば、これは国が負担するべきものであって、新聞郵送のコストを郵便の利用者に求めることというのはおかしいと思います。新聞は民主主義の発展等と関係ないとかいう意味でなくて、もし以上の根拠で割引を求めるのならば、そうした新聞関係の方々はその負担を郵便利用者に求めるのではなく、国に対して負担を求めるべきであって、それを特定の利用者に対して払えというのはおかしい気がします。だから、費用負担という点で、もう少しその点突っ込んで議論をしていかないと、なぜ郵便利用者が新聞の郵送コストの負担をしなければいけないのかというところは考えていく必要があるのではないかと。論点の指摘だけですけれども、そのように感じております。

○米山主査　ありがとうございます。

今の対応の点ですけれども、委員の皆様のご意見は十分に承知しているつもりですが、若干の弁護のような話をさせていただきます。日本新聞協会のインタビューのときにいらした委員の皆様にはまだ記憶に新しいと思いますが、ほかの団体はかなりご理解を示していただいたのですけれども、日本新聞協会の場合は文化維持のために弱者切り捨ては絶対反対だという強硬なご意見でした。この対応に当たっては、今までサービスを得られていた人にはある程度コスト負担をしてもらいながら提供していきましょうということになったものと理解できます。日本郵便側としても、日本新聞協会のいうところの「弱者の切り捨て」を極力回避するように歩み寄る方法はないかと模索した結果、提案されたのだと思います。

次に、気をつけなければいけない点を付け加えさせていただきます。皆様方は3万人が減るというのを前提にしていますが、これが増えるということも考えておく必要があるかもしれません。つまり、販売促進に対してこれが使われてしまったら、幾らでも増えていくわけです。こうなった場合には、本来、公平性という意味で問題があります。

今までサービスを得ていた人には配慮していかなければいけない、そういう優しさというのが必要だと思うのですけれども、安いからといってこの3万人が6万人になった、10万になったという、これは少し誤った使い方だと思うので、その点に配慮しながら運営していただきたいと思います。

ほかに何か。横江専門委員。

○横江専門委員　今のところ受け取る側の立場がやはりすごく重要だと思うのですが、同時に、働く人の数が減るということは念頭に一つ入れておかなければいけないことではないかと思います。先ほど今日の話聞いていて、まだ配る人がいるということが前提にあると思います。値上げをするということは、そこで多少、土曜日等は手当をつけるという意味なのかと思って伺っていたのですが、色々な現場を見ていると、幾らお金出しても働く人がいないという懸念もあります。あとそれから、ここにあるほかの宅配業界さんが心配されているように、数が少ないので、ほかとの競争になっていく。絶対数が少ないので、人手獲得競争になっていくと思います。そのようになったとき、今現在はまだ働いてくれる人がいるという想定だと思うのですが、この想定が壊れたときのことというのは、今まだ考える必要はないのかもしれないですけど、少し一つ論点の中に、受け取り側の利益、それからユニバーサルサービス等いろいろあるとともに、やはり人手不足、本当にそれだけ供給ができるのかというところも一つ声として挙げていてもいいのかなと思いました。コメントです。

○米山主査　ありがとうございます。日刊紙のことというよりも、一般的な議論、論点ですね。

○横江専門委員　日刊紙配達も人手がないのでコメントしました。

○米山主査　はい、ありがとうございます。

ほかに。石山専門委員。

○石山専門委員　これまでの議論を踏まえてというところで持った印象ですけれども、ご提案として、このスパンのお話も先ほど藤沢専門委員からありましたが、人手不足の対応に関しても、生産性をどれだけ上げられるかであったり、今、実証が進んでいる自動運転であったり、そして光ファイバーであったり、様々な人手不足を解消するような技術的な可能性というものがある一方で、このままいくと人手が減ってしまうという、このシナリオがどこまで成功する確率があるのか、課題を解決する確率があるのかというところがまだ読めない中で、今後の状況に合わせて柔軟に変えていける議論の余地を

残していくということと、柔軟にこの制度というものを状況に合わせて改正し続けられるような決め方のプロセスというものを今回決めていく必要があるのかなと感じました。

○米山主査　ありがとうございます。

現在、郵便を利用して配達される日刊紙についての議論を行っていますが、続いてまだもう一つ議論がありますので、次に移ってもよろしいでしょうか。

それでは、最後の論点といたしまして、速達郵便について議論を行います。

速達郵便については、郵便サービス見直し後も早い送達を望むニーズに対応するため、より使い勝手のいいものにするとして、日本郵便から料金の引き下げを検討すると表明されてきたところでございます。これまでの委員会においても議論いただいておりますが、改めて、まずは事務局からご説明をお願いいたします。

○藤田郵便課長　最初に、先ほど日刊紙についてたくさんのご意見いただいた点は、今後、委員会の取りまとめ案のドラフトをつくっていくプロセスに入っていきますので、その中にきちんと意見や配慮事項を反映させていくようにしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○米山主査　はい、よろしく申し上げます。

○藤田郵便課長　速達についてでございます。9ページのほうに移ってください。今までの議論を、一度整理して書かせていただいております。

まず、速達の制度でございますが、これは特殊取扱というものの一つで、同一の種類以外の郵便物に優先して速やかに送達するサービスで、郵便約款により定められ、料金は事前届け出となっております。郵便法の第44条の（特殊取扱）のところには具体的に「速達」という言葉は実は出てきません。この「郵便約款で定めるところにより」という第2項に基づいて、日本郵便が定める内国郵便約款の中の第5章（特殊取扱）の中の第1節に「速達」が出てくるものでございます。

また、料金につきましても、先ほど申し上げましたように事前届け出ということになっておりまして、総務省の認可といったものは不要になっておりまして、日本郵便の経営判断において設定できるものとなります。ただ、それを設定するに当たっては、第67条の第2項にありますように、郵便事業の能率的な経営の下、適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであることと、といった考え方の中で届け出をされるということになっています。

これまでの速達料金、それから物数の推移というものを過去に振り返って書いている

ものが下のグラフでございます。1966年、50年以上前は50円のところからスタートして、随時ずっと値上げをしてきております。一番ピークだったのは1975年のときでございます、このとき速達郵便物数は3億8900万通ございました。その後、そのときの料金改定が1976年にあって大きく落ち込み、また、その後、郵便輸送システムが改善され、翌日配達のエリアがだんだん広がってまいります。大きく翌日配達広がった2003年以降はさらに減っていきまして、速達の利用というものは普通郵便のサービス内容とほぼ近くなっていくに従って減ってきておりまして、現在の速達の通数はピーク時の1975年に比べると5分の1強程度にまで下がってきているというのが実態になっております。

この速達につきまして、日本郵便からは、普通扱い郵便物の郵便ニーズの変化を反映して配達頻度及び送達日数を見直すと同時に、早い送達を望むニーズに対しては、日曜日の送達ニーズにも対応している速達郵便物について、料金を引き下げる見直しを一体的に行うことが表明されました。

なお、日本郵便において速達料金の見直しの検討を行うに当たっては、普通扱いの郵便物の送達速度の見直しに伴う郵便通数の増加予想、速達料金の変更による差し出し通数の変化や喚起される需要等の要素を考慮して、料金を検討するということが日本郵便から説明があったところでございます。

加えて、委員会では、長期的な観点やサービスレベル、品質相応の利用者負担になっているかといった観点も含めて検討するべきではないかという提案をされていたところでございます。具体的な意見は書いてありますので、省略します。

それを踏まえて、当委員会ではアンケート調査も実施しました。今回のこの郵便サービスの見直しが実施された場合、これまで普通郵便で送っていたものをできるだけ早く送りたいときはどうしますかという質問項目を入れておりました。これについて、個人、法人とも、30%から40%弱は「速達を利用すると思う」という意見があり、「まだわからない」というのが個人では34%、法人でも17%程度あったところでございます。こうした潜在的なニーズを抱えているものと思っております。

考え方でございますが、日本郵便がこれまでの委員会での議論の中で取り上げられた以下の点に配慮しつつ、より国民にとって利用しやすい速達料金を具体的に示す必要があるのではないか。例えば論点として、普通郵便の送達速度が遅くなることに伴う需要の顕在化、値下げによる需要喚起と減収とのバランス、現在手区分でしている速達郵便

物の機械区分化に伴う効率化、それから送達速度の違いに応じた料金体系の再構築、具体的にそうした条件を検討されてはいかがでしょうかということを委員会として日本郵便のほうに提案差し上げてきたところでございます。

それでは、日本郵便のほうからお考えを聞きたいと思えます。

○米山主査　ありがとうございました。

ここで、公務のため佐藤副大臣はここで退席されます。どうも長い時間ありがとうございました。

○佐藤総務副大臣　どうもありがとうございました。

○米山主査　ありがとうございました。

引き続き、日本郵便、諫山様からよろしく願います。

○諫山執行役員副社長　ただいま事務局から、一体的な見直しの中で、速達料金につきましてもより国民にとって利用しやすいものとするということで、具体的にその水準等を示す必要があるのではないかというようなご要請があったところでございます。

弊社といたしましては、速達料金につきましては1割程度引き下げる方向で検討しているという状況でございます。速達料金の見直しに当たりまして考慮すべき事項といたしまして、これまでこの委員会におきましてご提示させていただいておりますけれども、弊社といたしましては、1つは、普通郵便の送達速度の変更に伴って、速達通数が増加するのではないかということと、それから、速達料金は、今のところ値下げということでございますけれども、速達料金の値下げにより差し出し通数が増える可能性があるのではないかと、こういったことを考慮して検討するというふうに申し上げてまいったところでございます。これらを総合的に勘案いたしまして、1割程度の引き下げということで考えているところでございます。

まず、普通扱いの郵便物の送達速度を引き下げることに伴い、速達通数が増加するのではないかとということにつきましては、総務省のアンケート調査でも、制度の見直しにつきまして、「やむを得ない」と、「どちらでもよい」、この2つの回答を合わせますと全体の7割から8割を占めているということでございます。こうしたことからもうかがわれますように、通信手段の多様化等によりまして、郵便におけます速達性・迅速性のニーズというのは相当程度弱くなってきているものと想定しております。

他方で、現在、速達扱いと普通扱いの郵便物の送達速度は、大きく変わらないという状況でございますけれども、制度の見直しをお認めいただいた後におきましては、普通

扱いの郵便物と比べますと速達が文字どおり速い配達となりますので、今、普通扱いの郵便物として差し出されている郵便物の中の一定の通数が速い配達を求めるものという事で移ってくる可能性があるのではないかと思います。普通郵便の配達速度の引き下げにより速達通数の増加をあまり大きく見込むことは難しいだろうと思っておりますけれども、現在の速達の利用が年間8,100万通程度でございますけれども、この1割程度、年間800万通程度が普通扱いの郵便物から速達扱いの郵便物に移行するのではないかと考えているところでございます。この1割、800万通の根拠でございますけれども、先ほど総務省からご説明のありましたアンケート調査の中で、送達にスピードを重視するという割合が一定程度ありましたし、この先ほどの資料の中にもございましたけれども、制度見直し後に、速く送りたいときには「速達を利用する」というご回答の割合も一定程度あったわけでございます。他方で、こうしたものを踏まえまして、この割合でいきますと相当程度の移行が生じると見込まれてしまうわけでございますけれども、実際のところは、現状、普通扱いの郵便物と速達郵便物全体の中に占める速達郵便物の割合は非常に少なくなっておりますので、最終的にはこの数字に近づいていくのではないかとということをもろもろ考慮した上で推計させていただいたところでございます。

他方で、もう1つ、速達料金を安くすることによって差し出し通数が増えるのではないかとこの論点ももう一つあるわけでございます。速達の現状の利用内容につきましては、1つは、急いで届けたいという必要性に迫られて利用されるもの、これが基本だろうと考えております。このほか、特殊取扱で、なおかつ基本的には対面で配達をするというサービスでございますので、重要な郵便物であるということを受取人の方に明らかにお示しすると、そういうことのためにわざわざ速達として差し出すというケースもあるのではないかと考えております。こうしたご利用につきましては、速達の料金水準の如何によらず速達をお選びになっていると考えるのがよろしいのではないかとこのことですから、高くなったからといって速達をやめるということもないとも思います。安くなったからほかのところから新たに、普通扱いの郵便物から新たに速達を利用しようということ、そういうことが生じることについてはあまり想定されないと私どもとしては見ているところでございます。つまり、価格弾力性が相当程度低いものと想定をしております、速達料金の見直しによる差し出し通数の変化につきましては、差し出しの増加、速達郵便物の増加というのは非常に限られた数、僅少ではないかと考えているとこ

ろでございます。

つきましては、全体といたしましては1割程度、800万通の増加ということを前提に考えているわけでございます。他方、このように速達料金の値下げによる利用増が1割程度ということであり大きくは見込まれないという状況でございますので、そうした中で速達料金の値下げをした場合、速達の収益は、損益も含めまして悪化することになってくるわけでございます。そして、全体の郵便事業の収支につきましては、1回目か2回目のこの委員会でもご説明させていただいたと考えております。2017年度の郵便物の収支でございますが、内国郵便物の2017年度の収支は109億円の黒字でございましたけれども、実は一種、二種、三種、四種、普通扱いの郵便物の合計は92億円の赤字になっておりまして、速達を含めた特殊取扱とする郵便物の損益が約200億円の黒字ということで、一種から四種までの普通扱いの郵便物の赤字を特殊取扱の郵便物の利益で賄っているという状況もでございます。全体として郵便トータルの黒字を維持するというのは郵便法が想定をしている仕組みではあるわけでございます。そうした状況の中で、仮に速達の値下げを行うということになりますと、極めて単純に見ても、10円引き下げれば800万通増えまして8,900万通程度にはなるわけでございますけれども、10円の値下げで大体9億円弱の収益の減少、コストの固定費が相当大きいということもございますので、個当たりのコストがあまり変わらないということになると、同様に損益も9億円弱の悪化になってくるということでございます。こういう郵便事業全体の損益の状況の中では速達郵便物の大幅な値下げというのはなかなか難しいだろうと考えております。

こうしたことを総合的に勘案いたしまして、先ほど申し上げましたとおり、速達郵便物につきましては、現在の速達料金からおおむね1割程度の値下げをするということにさせていただきたいと考えているところでございます。

ご説明は以上でございます。

○米山主査 ありがとうございます。

今のご意見について、何かご質問、ご指摘ございますでしょうか。東條主査代理。

○東條主査代理 どうもご説明ありがとうございました。当委員会では、このスライドの2/3にありますとおり、値下げだけを前提とせず、さまざまな可能性を考えて日本郵便の判断で最適な料金格差をつけていただきたいというような意見もあったと理解しております。一旦下げると上げるのが大変だと思いますが、今のご説明だと、価格弾力

性は小さいと考えている。だから、あまり需要も上下動しないという話であるのだとすると、経営判断として、少し私はよく理解できなかったのは、特殊取扱の黒字で、通常、第一種から四種まで、特に第三種の特別料金も含めて赤字分を賄って、トータルで何とかその頭を水面の上に少しだけ出しているという状況の中で、なぜあえて1割程度引き下げという判断を経営判断としてされるのかということについて、もう少し説明いただけますか。

○米山主査　　お願いします。

○諫山執行役員副社長　　今回、土曜日の配達の見直し、送達速度の見直しということで要望させていただいたことにつきましては、皆さんよくご承知のとおりございまして、その理由につきましても、働き方改革の見直しも含めた人手不足対策、それから全体としての郵便に対するニーズとその変化といったものを踏まえて対応させていただきたいということをご説明させていただいているわけでございます。その中で、普通扱いの郵便物のサービスレベルを引き下げることにより、引き下げられたサービスレベルでは賄い切れない、対応できないお客様のニーズというのが何がしか残るであろうということでございます。郵便料金につきましては、ユニバーサルサービスに係る公共料金ということで、郵便法の第1条にも郵便法の目的といたしまして、「この法律は、郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによつて、公共の福祉を増進」するのだと書かれているところもございまして、国民・利用者の利便性を考慮して、可能な限り安い料金を設定するというのが法律の趣旨として義務づけられているところでございます。

そうしたことを総合的に勘案いたしますと、私どもとして諸般の事情からやむを得ずサービスレベルの見直しを行わせていただくわけでございますけれども、それを補う形で提供を続ける速達のサービスにつきましては、引き続き、あるいは今後新たに顕在化してくる今まで埋もれていたニーズにも対応できるように、お客様に使い勝手よくニーズに応じて2つのサービスを使い分けていただくことができるようにするためにも、できるだけ使い勝手のいい料金にさせていただく、具体的に申し上げますと、何がしかの引き下げをさせていただくことが必要であろうと考えたということでございます。ぜひご理解いただければと思います。

○米山主査　　ほかに何か。泉本委員。

○泉本委員　　結局、郵便の土曜配達をやめサービスの低下があるところを、片や

料金引き下げもあるので、今回の改正を消費者の皆さんよろしく願います、というのだと思いますが、要するに今までの翌日配達というのがなくなるということはしっかり説明し、一方、速達は変わらないですということもしっかりPRしていただきたい。今回の変更により何がかわるのかということもしっかりPRしていかないと、国民のほとんどは「郵便は次の日に届くから速達なんて要らない」と思っていると思います。やはり、何がかわって、何がかわらないのかということをお今回のこの制度改正について、もっと日本郵便はしっかりPRしていただきたいと思いました。

○米山主査　ありがとうございます。

ほかに。根本委員。

○根本委員　私からも、東條主査代理がおっしゃったように、制度改正の趣旨とその手段がどうも不一致な感じを受けます。「潜在需要を掘り起こされ」とおっしゃるのですが、そもそも、労働力が不足して、深夜の労働を減らす必要がありますというお話だったと思うので、何かそこも矛盾しているように感じられます。やはり国民が望むのは、ユニバーサルサービスを維持して、しかもきちんと採算がとれる状況で、長期的に維持できるビジネスモデルをきちんとつくっていただきたいということなので、そのような観点から料金値下げが必要かについて少し考えていただければと思いました。

○米山主査　ほかに何かございますでしょうか。はい、横田委員。

○横田委員　グラフを見させていただいて、個人の母数と法人の母数で、個人の方々の年間の利用率を考えると、そちらの母数は大きいですが、法人の方のほうが影響力はあるのかなと思って見えています。その中で、速達が39.1%増えると読むのか。個人の方々が言っているように、ほかのものを使いますということは、普通の扱いのほうが減るとということもあると思います。普通の物数を維持できた上で速達が増えるという読みなのであれば確かに収益は上がるのかなと思うのですが、今のこのグラフだけ見ても普通扱いは減っていると思うので、本当に価格を下げているのでしょうか、というのが私の心配です。

○諫山執行役員副社長　このアンケート調査の結果の見方でございますけれども、この前に行われているアンケート調査の項目で、土曜日配達、それから送達速度の見直しにつきましてどうですかという質問に対しましては、「どちらでも」というところも含めまして7割から8割が「賛成」ないしは「どちらでもいい」という反応を示している中で、ここの質問が、要するに早く送りたいものがあるときにどうするかという質問にな

っております。そのような意味では、ここで「速達を使う」と答えている方は、おそらくそもそも早く送らなくてはいけないものがあるのかどうかというところが前提で、それがあるという前提のときにどうするかというご質問ですので、どのように見ればいいのかというのは慎重な取り扱いが必要なのではないかと見ておりました。ですから、先ほど1割程度増加するというところでも、この数字をそのまま使いますと相当程度が速達に流れてきますし、相当程度が電子メールに流れてしまうという結果になってしまうわけでございますけれども、そこまでの極端な動きではないということで、勘案させていただいた結果として1割程度というようなことで出させていただいたということでございます。

それから、この前のご質問で、私どもといたしましては、速達料金を値下げすることによりまして速達のニーズを掘り起こそうということを考えているわけではございません。送達速度が普通扱いと速達扱いでほとんど変わらなくなっている中で、特に意識的に速達を使われていない方の中に、普通扱いで満足されているお客様の中に、本当は翌日配達が必要なのだと、あるいはやはり重要なものだというを示す必要があるのだというようなニーズが埋もれているかもしれません。そうしたニーズに対応することが一体的な見直しの中では必要だろうと思います。そのような場合に、実はこれまでも普通扱いの送達速度を段階的に改善してきたわけでございます。普通扱いと速達扱いの間のサービスレベルの差がほとんどなくなってくるという過程があったわけでございますけれども、その過程の中で速達料金を引き下げるということは一切やってこなかったという経緯もございますので、そのようなことも含めて、速達も含めた特殊取扱において相当程度の利益が確保できているという結果につながっているわけではございません。そうしたことも総合的に勘案して、1割程度の料金の値下げということで対応させていただきたいという結論に至ったということでございます。ぜひご理解を賜ればと思います。

○米山主査　ほかに何かありますでしょうか。東條主査代理。

○東條主査代理　このスライド3/3で考え方（案）というのは、これは事務局がお示しになった考え方（案）だと思いますが、繰り返しになりますが、これは別にサービス水準を引き下げるかわりに速達料金を下げるので、国民の理解を得るべきだというような議論が委員会で明確に議論されたということはおそらくないはずで、この特殊取扱の黒字というのは本当に日本郵便にとっては虎の子の黒字だと思っています。これをご理

解くと言われれば、もう理解するしかないのですけれども、ユニバーサルサービスについては、当面持続可能だと理解していますが、先ほど根本委員がおっしゃったことがまさにそのとおりで、ユニバーサルサービスを持続的にきちんと確保するということが唯一のミッションと言っていると思います。恒常的に赤字になれば最後は税金投入しかないわけですから、このあたりをきちんと考えていただきたいというのが個人的な感想です。国民は、アンケート調査でもわかるとおり、人繰りができないのはやむを得ないので、サービス水準低下は納得しますと、理解しますというようなアンケート調査結果が出ていて、決して速達料金を引き下げるのでという交換条件のもとに理解を示しているわけではないと思います。これは感想です。

○米山主査　ありがとうございます。この速達料金に関しましては、マーケットの理屈と価格弾力性をどう考えるか。例えば、値上げしたときの価格弾力性と値下げしたときの弾力性が同じなのかどうかなど、わからないことだらけです。そこで、相当強い仮定をおいて、日本郵便は計算されていると思います。このご説明と政策的な配慮ということが一緒に説明されたので、ややわかりにくくなっていったと思います。また次の機会があったら、その辺りをより整理してご説明いただければと思います。

はい、石山専門委員。

○石山専門委員　以前の委員会の際に、諸外国の事例をお示しいただいた回があったと思うのですが、週6日から郵便配達日数を下げたことをした国の事例として、この速達料金の変更というのはどのような事例があるのかというのをもし事務局の方がご存じでしたら、ご教示いただきたいと思います。

○藤田郵便課長　正確なところを調べて、次回出すようにいたします。確かに、通常と速達と分けている国、それからそれを一緒にした国、色々なパターンがありますので、再度調べてみます。

○米山主査　よろしいでしょうか。大平専門委員。

○大平専門委員　私の立場、一般利用者としての立場で発言してみたいと思います。過疎地に住んでいて、しかも高齢者の仲間入りをしました。そのような意味で弱者としての立場を占めるようになりましてけれども、郵便のことだけでなく、世の中全体が弱者に対してどれだけの配慮や措置ができていくか、そのところが日本の社会の豊かさにつながっているのではないかと思います。利益や効率化、利便性などが最初から価値あるものとして追求されてきました。その結果として、弱者への配慮が欠けてきているよ

うな、現実このような人が住みにくくなっているようなことを感じています。その中で、郵便局はありがたい、頼りになる、日本の社会がそういうものであってほしいと願っています。

以上感想です。

○米山主査　　ありがとうございました。

それでは、最後に、席上に配付されています事務局資料についてですが、事務局からご説明お願いできますでしょうか。

○藤田郵便課長　　手短にします。パブコメでもそれほど意見もなかったこともありまして、本当に影響するものはないのかということ事務局のほうで確認作業しています。未確認事項が多いので、委員限りとさせていただいています。法令に則った法的手続や、広く利用されているサービスを中心に調べて見ているところでございます。

全体として深刻な影響がありそうなものは、今のところ特に見つかっていない状況です。ただ、2番目の司法事務について、裁判所や弁護士から差し出される郵便物等は、多くは特別送達という特殊取扱で送られているようでございますが、種類・物数が大変多いので、法務省のほうでも確認してみたいということになっております。

あと、例えば大学の願書について4ページにあります。これについても、最近ほとんど簡易書留を利用されることが一般的になっていて、ネット出願も広まっているということで、あまり影響は出ないのではないかと文科省の担当者もおっしゃっていました。

こうした形で引き続き調べているところでございますが、先生方におかれましても、気づいたことや気になったことがありましたら事務局にお知らせいただけますと幸いです。よろしく申し上げます。

○米山主査　　ありがとうございます。

以上で本日の議題は終了いたしました。

(3) その他

○米山主査　　本日は、検討中であつた幾つかの論点についても検討を進めることができました。そこで、次回の会合では、委員会として意見集約に向けた議論を行ってまいりたいと考えております。つきましては、委員の皆様に一層活発な意見交換を行っていただくため、次回は非公開の会議として開催することにしたいと思っておりますので、何とぞご

理解ください。

開催日程につきましては、改めて事務局よりご連絡いただきます。

閉 会

○米山主査　それでは、本日の委員会の閉会とさせていただきます。皆様、長い時間、お疲れさまでした。どうもありがとうございました。